

## 障害者雇用に関する調査結果について

厚生労働省から障害者任免状況の再点検の依頼を受け、全ての正規職員及び嘱託職員を対象に、現在の障害の有無及び障害者手帳の有無についての調査を実施したところ、以下の結果となった。

## 1. 調査結果

(1) 今回の調査で手帳の所持を確認できた職員は、

H29. 6. 1 時点で 81 人、

H30. 6. 1 時点で 83 人であった。

(2) 今回の再点検に当たり、報告の対象となる職員（「常時勤務する職員」）について、労働局へ確認の結果、次の取扱いが明確になったことから、算定対象職員数を修正した。

① 「常時勤務する職員」とは、法令上の任用形式（常勤、非常勤等）を問わず、採用から 1 年を超えて勤務する者（見込みを含む。）の全てをいう。

→嘱託職員を算定対象に追加

② 出向中の職員は、その者が生計を維持するに必要な主たる給与を支払う機関の職員として取り扱う。

→埋蔵文化財センターへの派遣職員を算定対象から除外

(3) 以上の結果、再点検後の障害者雇用率は次のとおりとなった。

	公表値	うち手帳所持者数	今回報告値	法定雇用率	不足数
H29	$\frac{137\text{人}}{6,268\text{人}} = 2.19\%$	$\frac{91\text{人}}{6,268\text{人}} = 1.45\%$	$\frac{81\text{人}}{6,331\text{人}} = 1.28\%$	$\frac{139\text{人}}{6,331\text{人}} = 2.2\%$	139人 - 81人 = 58人
H30			$\frac{83\text{人}}{6,291\text{人}} = 1.32\%$	$\frac{150\text{人}}{6,291\text{人}} = 2.4\%$	150人 - 83人 = 67人

## 2. 今後の対応

法定雇用率の早期達成に向け、

① 正規職員については、知事部局とも連携しながら、障害者の職場の拡大や、年齢要件の緩和などについて検討を行いつつ、障害者を対象とした別枠採用を拡大する

② 嘱託職員についても新たに障害者を対象とした別枠採用を行うなどにより、積極的な採用を行う。